

【ロシア】 刑務所及び拘置施設の人権問題に関する法制

海外立法情報課 小泉 悠

* 刑務所及び拘置施設における人権問題が指摘されるロシアでは、近年、社会オブザーバー委員会を中心とする人権監視の取組が行われている。

1 刑務所及び拘置施設を巡る問題

刑務所及び拘置施設を管理するロシア連邦刑執行庁（FSIN）によると、2014 年末の時点で、ロシアには 728 か所の刑務所及び拘置施設が存在し、合計で 67 万 2000 人が収監されていた。このうち、受刑者は約 50 万人である（注 1）。

ロシアの刑務所及び拘置施設に関しては以前から人権上の問題が繰り返し指摘されてきた。第一に、刑務所及び拘置施設では収監者の過密状態が常態化しており、前述の FSIN のデータによると、ロシア連邦の 15 の地域で収監者 1 人あたりの面積が法律の規定（1 人あたり 4 平方メートル）を下回っている。問題とされる 15 の地域のうち、モスクワ市及びモスクワ州では収監者 1 人あたりの面積は 3 平方メートルしかなく、ロシア政府がウクライナから併合したとするクリミア半島では 1 人あたり 2.9 平方メートルである。これに対してロシア政府は刑務所及び拘置施設の拡充及び増設計画を立案していたが、2014 年以降のロシア経済危機によって財源に不足が生じることが懸念されている。

第二に、収監者に対する虐待の問題が挙げられる。これについては、2008 年、ロシア政府関係者による大規模な汚職事件を調査していたマグニツキー弁護士がロシア内務省によって拘束され、拘置施設内で暴行を受けた末に持病の治療を受けることができずに死亡した事例（マグニツキー事件）が特に有名である。この事件をきっかけに刑務所や拘置施設内における人権監視を規定した初の法律が制定されたが、2012 年の統計によると 1 年間に刑務所及び拘置施設内で死亡した収監者の数は 4,121 人にものぼり、依然として収監者に対する組織的な虐待が行われていると見られる。

第三に、刑務所内で過酷な労働が収監者に課されていることが指摘される。2012 年、ロシア正教会に乱入し、プーチン大統領の再選に抗議するパフォーマンスを行って逮捕された女性ロックバンド「プッシーライオット」のトロコンニコワ（現在は釈放済み）は、刑務所内での労働は 16-17 時間に及ぶ長時間労働や深夜労働など過酷なものであり、睡眠時間が 4 時間あればいいほうであったと告発している（注 2）。FSIN は今後、財源確保などのために刑務所内労働によって生産された製品の販売体制を強化する計画であり、労働環境がさらに悪化することも懸念される。

2 刑務所及び拘置施設における人権状況監視

以上のような刑務所内での人権上の問題に対して、ロシア下院内の超党派議員連盟は刑務所及び拘置施設内における人権状況の監視枠組みの設立を規定した法案を提出し、2008 年 6 月 10 日連邦法第 76 号「強制収監施設における人権の保障及び強制収監施設の収監者

に対する支援について」(以下、「収監者人権監視法」という。)(注3)として制定された。

同法は、ロシア連邦の各連邦構成主体(ロシア連邦を構成する州、地方、共和国、特別市等の総称)に、刑務所及び拘置施設内の人権状況を監視する社会オブザーバー委員会(общественная наблюдательная комиссия)を設置することを規定している。社会オブザーバー委員会は常設の法人であり、それぞれの設置された連邦構成主体内の刑務所及び拘置施設を直接訪問して人権状況を監視し、その結果に関する結論、勧告及びアピールを作成する権限を有する。また、人権状況の改善のため、刑務所及び拘置施設当局、地方自治体、連邦構成主体当局及びその他社会的団体等と連携することができることと規定されている。委員は社会団体の推薦を受けて選挙で選ばれ、3年ごとに改選される。

2015年2月12日には、連邦法第14号「連邦法「強制収監施設における人権の保障及び強制収監施設の収監者に対する支援について」第2条の改正について」(以下、収監者人権監視強化法という。)(注4)が施行された。同法は、2008年の収監者人権監視法を改正し、収監者の人権状況に関する社会的監視を拡大することを目的とするものである。

第一に、収監者人権監視法の第2条第1項が改正され、人権監視の対象に外国人及び無国籍者が含まれた。従来の規定においても、外国人の収監者は監視対象から排除されてはなかったが、改正後の規定では、ロシア連邦からの強制退去や国外移送の途上にある外国人及び無国籍者などと明記され、対象がより明確化された。

第二に、収監者人権監視法の第2条第2項が改正され、人権監視の対象となる施設の定義が拡大された。従来は、拘置施設、矯正施設、容疑者等の監視施設、刑執行施設、軍事刑務所、違反行為を行った内務省職員の一時的収容施設及び閉鎖型訓練教育施設が対象とされていたが、新たに、外国人及び無国籍者の強制退去や国外移送に関する業務を行う入国管理当局その他の施設が監視対象となった。

3 社会オブザーバー委員会を巡る問題

各連邦構成主体の社会オブザーバー委員会は定員が40名と規定されているが、ほとんどの連邦構成主体では定員が満たされていないか又は委員会自体が設置されておらず、十分な監視活動が行えていなかった。そこで2014年5月、委員の補欠選挙が実施され、10の連邦構成主体で初めて社会オブザーバー委員会が設置されたほか、28の連邦構成主体で委員数が規定どおりの40名に達した。

注(インターネット情報は2015年3月16日現在である。)

(1) "ФСИН не находит места," *Коммерсантъ*. 2014.12.2.

(2) "Russia's Boom Business: Forced Labor in Prisons," *Radio Free Europe*. 2014.8.11.

(3) Федеральный закон Российской Федерации от 10 июня 2008 г. N 76-ФЗ. *Об общественном контроле за обеспечением прав человека в местах принудительного содержания и о содействии лицам, находящимся в местах принудительного содержания*. <<http://www.rg.ru/2008/06/18/prava-cheloveka-dok.html>>

(4) Федеральный закон от 12.02.2015 № 14-ФЗ. *О внесении изменений в статью 2 Федерального закона "Об общественном контроле за обеспечением прав человека в местах принудительного содержания и о содействии лицам, находящимся в местах принудительного содержания"*. <<http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001201502130001?index=0&rangeSize=1&back=False>>